

## 有料老人ホームの設置について（事業者用チェックリスト）

大分県福祉保健部 高齢者福祉課

- 1 入居者である高齢者の人数にかかわらず、入所者に対して、①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを行う施設の設置を考えており、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）、認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）以外のものである。

はい → 有料老人ホームに該当し、サービス付き高齢者向け住宅の登録をしません。 → 2 へ

いいえ → 老人福祉施設の設置は、社会福祉法人に限ります。

- ・ 認知症対応型老人共同生活介護の設置は、市町村へお問い合わせください。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の設置は → 4 へ

- 2 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型特定施設であるもの。）の指定を受ける有料老人ホームの設置を予定している。

はい → 市町村へお問い合わせください。

いいえ → 3 へ

- 3 大分県と「有料老人ホーム」の設置に関する手続きを行う必要があります。

※大分市（中核市）における設置計画については、平成24年4月1日以降、大分市長寿福祉課が窓口になります。

**STEP 1** 「大分県有料老人ホーム設置運営指導指針」に従い、設備面及び運営面を含めた事業計画を立案してください。

**STEP 2** 「大分県有料老人ホーム設置事務処理要綱」に従い、福祉保健部高齢者福祉課と事前協議の手続きを経た後に、設置届を大分県知事に提出してください。

- 4 大分県と「サービス付き高齢者向け住宅」の設置に関する手続きを行う必要があります。

※大分市（中核市）における設置計画については、大分市住宅課が窓口になります。

**STEP 1** 土木建築部建築住宅課と事前協議等を行ってください（必要に応じて大分県高齢者福祉課介護保険推進班等と協議してください）。

**STEP 2** 土木建築部建築住宅課にて、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行ってください。